の6第1項に規定する国際登録（以下「国際登録」という。）の番号と意匠の番号を記載する。」を加え、同様式の備考5中「記載する。」の下に「国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人にあっては、「【住所又は居所】」の次に「【住所又は居所原語表記】」の欄を設けて、意匠法第60条の6第3項に規定する国際登録簿（以下「国際登録簿」という。）に記載された文字と同一の文字を記載する。」を、「ときは、「【住所又は居所】」」の下に「及び「【住所又は居所原語表記】」」を加え、同様式の備考7中「代表者の印を押す。」の下に「国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人にあっては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）。」を加える。

様式第十二の備考4中「記録する。」の下に「国際意匠登録出願に係る国際登録の名義人にあっては、「【氏名又は名称】」の次に「【氏名又は名称原語表記】」の欄を設けて、国際登録簿に記載された文字と同一の文字を記載する（法人にあっては、「【氏名又は名称原語表記】」の次に「【代表者】」の欄を設ける。）。」を加える。

様式第十三の備考7中「及び4」を削り、同備考を同様式の備考8とし、同様式の備考2から備考6までを1ずつ繰り下げ、同様式の備考1の次に次のように加える。

2　「【氏名又は名称】」は自然人にあっては、氏名を記載し、その横に印を押す。法人にあっては、名称を記載し、「【氏名又は名称】」の次に「【代表者】」の欄を設けてその代表者の氏名を記載し、その横に代表者の印を押す。

様式第十四の備考3中「及び4」を削り、「、2、5及び6」を「から3まで、6及び7」に改める。

様式第十五の備考5中「、様式第12の備考4」を削り、「及び5」を「、3及び6」に改める。

様式第十六の備考3中「及び4」を削り、「及び2」を「から3まで」に改める。

様式第十七の備考2中「、様式第12の備考4、様式第13の備考2」を「、様式第13の備考2及び3」に改める。

様式第十八の備考3中「、3及び4、様式第13の備考2」を「及び3、様式第13の備考2、3」に改める。

様式第十九の備考8、様式第二十の備考4、様式第二十一の備考3、様式第二十二の備考6、様式第二十三の備考3、様式第二十四の備考5、様式第二十五の備考2及び様式第二十六の備考2中「様式第12の備考4」を「様式第13の備考2」に改める。

様式第二十七の備考4及び様式第二十八の備考5中「その他は」の下に「、様式第7の備考5」を加え、「、5」を削る。

（弁理士法施行規則の一部改正）

第六条　弁理士法施行規則（平成十二年通商産業省令第四百十一号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の二第一項の表の下欄の第三号中「二十四単位」を「二十七単位」に改める。

（経済産業省組織規則の一部改正）

第七条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

第三百十二条第七号中「「国際出願」という。）」の下に「、意匠に係る国際登録出願」を加え、「（以下単に「国際登録出願」という。）」を削る。

第三百十五条第一号中「国際出願（国際出願」を「国際出願」に、「及び国際登録出願」を「、意匠に係る国際登録出願及び商標に係る国際登録出願」に改める。

第三百三十四条の見出し及び同条第一項中「国際商標出願室」を「国際意匠・商標出願室」に改め、同条第四項中「国際商標出願室」を「国際意匠・商標出願室」に改め、同項第一号、第二号及び第三号中「国際登録出願」を「意匠に係る国際登録出願及び商標に係る国際登録出願」に改め、同条第五項中「国際商標出願室」を「国際意匠・商標出願室」に改める。

附　則

この省令は、意匠の国際登録に関するハーグ協定のジュネーブ改正協定が日本国について効力を生ずる日から施行する。

○環境省令第三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十六号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十日　　環境大臣　望月　義夫

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う環境省関係省令の整備に関する省令

（鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部改正）

第一条　鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則

第一条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号。」に改める。

第一条の次に次の二条を加える。

（希少鳥獣）

第一条の二　法第二条第四項の環境省令で定める鳥獣は、別表第二に掲げる鳥獣とする。

（指定管理鳥獣）

第一条の三　法第二条第五項の環境省令で定める鳥獣は、イノシシ（ススキ・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）とする。

第二条（見出しを含む。）中「第二条第二項」を「第二条第六項」に改める。

第三条中「第二条第三項」を「第二条第七項」に改める。

第四条を次のように改める。

第四条　削除

第五条中第一号及び第二号を削り、第三号から第七号までを二号ずつ繰り上げ、第八号中「鳥獣の保護その他公益上」を「公益上」に改め、同号を同条第六号とする。

第七条第一項第九号中「第四条第一項第一号」を「第四条第一項」に改め、「交付年月日」の下に「（当該許可が同項第二号の規定によるものである場合にあっては、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）第五条第二項に定める人命救助等に従事する者届出済証明書の番号及び交付年月日を含む。）」を加える。

第十一条第四項中「第十二条第二項」の下に「及び第三項」を加える。

第十三条の次に次の八条を加える。

（国指定鳥獣保護区における指定管理鳥獣捕獲等事業の結果の報告）

第十三条の二　法第十四条の二第三項の規定による報告は、鳥獣の捕獲等をした場所、その捕獲等をした鳥獣の種類別の員数及び処置の概要について行うものとする。

（国の機関による指定管理鳥獣捕獲等事業の実施）

第十三条の三　法第十四条の二第五項前段の規定による国の機関が実施する指定管理鳥獣捕獲等事業は、国の機関が管理する区域内において、当該国の機関が当該区域を管理するために必要があると認めるときに実施することができる。

（指定管理鳥獣捕獲等事業を実施しようとする国の機関の確認）

第十三条の四　法第十四条の二第五項の規定による確認を受けようとする国の機関は、実施しようとする指定管理鳥獣捕獲等事業について法第十四条の二第二項各号に掲げる事項を記載した申請書を都道府県知事に提出するものとする。

2　前項の申請書には、実施区域を明らかにした図面を添えなければならない。

3　都道府県知事は、第一項の確認を受けようとする国の機関に対し同項の申請書及び前項の図面のほか必要と認める書類の提出を求めることができる。